

7月1日から医療機関窓口での取り扱いが変わります

震災で被災した人は、医療機関の窓口で被災したことを申し出るにより、6月末までは一部負担金を支払わずに受診することができましたが、平成23年7月1日からは「被保険者証」と「一部負担金免除証明書」の提示が必要になります。

国民健康保険では、すでに一部負担金免除申請書の受け付けが開始され、該当者へ証明書や各種通知の発送を行っています。国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している皆さんの受け付けを開始しますので、該当する人は申請してください。

被災したことにより医療機関へ一部負担金を支払う必要がなかったにもかかわらず、すでに支払ってしまった場合には、一部負担金を還付します。

1 被災したことにより医療機関へ一部負担金を支払う必要がなかったにもかかわらず、すでに支払ってしまった場合には、一部負担金を還付します。

6月まで一部負担金の支払猶予を受けていた場合でも、一部負担金免除証明書の交付を受けなければ、これまで猶予を受けていた一部負担金は免除になりません。一部負担金免除申請が必要

3 被災証明書発行世帯に対しては、国保年金課で調査・審査し、一部負担金免除証明書などを交付しますが、業務廃止や失職など、またはそのほかの被災事由に該当する世帯については、同課で調査できませんので申請が必要です。

【国民健康保険Ⅱ登米市】

▼すでに一部負担金免除申請を行っている人

あらためて手続きをする必要はありません。該当世帯には一部負担金免除証明書、一部負担金還付通知など、非該当世帯には一部負担金返還通知などを6月中に郵送します。

▼これから一部負担金免除申請を行う人

【申請場所】
各総合支所市民課窓口
【持参するもの】
被保険者証・認印・被災したことを証明する書類（写し可）・領収書（原本）
※該当世帯には随時、一部負担金免除証明書などを交付します。

【後期高齢者医療制度Ⅱ宮城県後期高齢者医療広域連合】
【申請場所】
各総合支所市民課窓口

【持参するもの】
被保険者証・認印・被災したことを証明する書類（写し可）
※還付申請は別途受け付けします。詳細については後日お知らせします。

【問い合わせ】

市民生活部国保年金課
0220(58)2166
宮城県後期高齢者医療広域連合
022(266)1021

◆被災したことを証明する書類について

- 現在居住している住家（借家も含む）の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
→ 被災証明書
- 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
(1)死亡した場合
→ 死亡診断書、死亡診断書のみでは判断が困難な場合は併せて死亡診断書に準ずる医師による証明書、警察の発行する死体検案書
(2)重篤な傷病を負った場合 → 1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
- 主たる生計維持者の行方が不明な場合
→ 警察に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの（行方不明届出受理証明書またはそれに代わる証明書類）
- 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合
→ 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控えなど）。公的に発行される書類による確認が困難な場合は、失職申立書、事業主などによる証明書
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合 → ④と同様（雇用保険の受給資格者証など）
- 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難地域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている場合
→ 避難指示などの対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（住民票の写しなど）

夏の節電にご協力ください

市では地球温暖化対策の一環として、省エネルギーを推進しています。

また、東日本大震災により火力発電所などにも大きな被害を受けたため、震災前に比べて電力の供給量が減少しています。

東北電力では、被災した発電所の復旧と供給力の確保に全力で取り組んでいますが、特に、電気を最も多く使用する夏場電力需要に対しては十分に供給することが難しい状況です。昨年のような猛暑となった場合には、最大で1,480万kWの需要が想定され、この場合250万kWの供給力不足が見込まれます。

市民・事業者の皆さんには夏場における一層の節電へのご協力をお願いします。

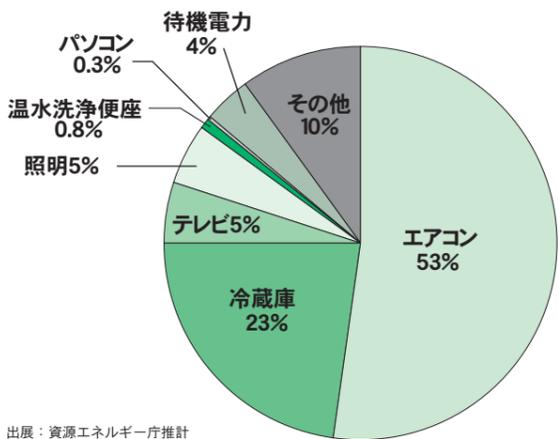
家庭でできる夏の節電対策メニュー

電気製品	節電対策	節電効果(削減率)	削減消費電力	1時間当たりCO ₂ 削減量※	チェック
エアコン	設定温度は28度を心掛けましょう。	△10%	130W	61g	<input type="checkbox"/>
	扇風機を使い、エアコンを使わないようにしましょう。	△50%	600W	281g	<input type="checkbox"/>
	すだれやよしずなどで窓からの日差しを和らげましょう。	△10%	120W	56g	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込まないようにしましょう。	△2%	25W	12g	<input type="checkbox"/>
照明	日中は照明を消して、夜間も照明をできるだけ減らしましょう。	△5%	60W	28g	<input type="checkbox"/>
テレビ	省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要なき以外は消しましょう。	△2%	25W	12g	<input type="checkbox"/>
温水洗浄便座	便座保温・温水のオフ機能、タイマー機能があれば利用しましょう。 上記の機能がなければ、コンセントからプラグを抜いておきましょう。	△1%未満	5W	2g	<input type="checkbox"/>
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊きましょう。	△2%	25W	12g	<input type="checkbox"/>
待機電力(家庭全般)	リモコンの電源ではなく主電源を切りましょう。また、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。	△2%	25W	12g	<input type="checkbox"/>

※「節電効果(削減率)」「削減消費電力」は、在宅する一般家庭の平均消費電力(午後2時・約1200W)に対する目安値です。

※「CO₂削減量」は平成21年度の東北電力の排出係数0.468kg-CO₂/kWhを用いて算出しました。

【夏の日中(午後2時ころ)の消費電力(全世帯平均)】



出展：資源エネルギー庁推計
数値は最大需要発生日を想定
注意：割合は、端数調整をしているため100%になりません。

夏の日中(午後2時ころ)には、在宅世帯は平均で約1200Wの電力を消費しており、そのうちエアコンが約半分を占めています。外出中の世帯でも、冷蔵庫・温水洗浄便座・待機電力などにより、平均で340Wの電力を消費しています。

※東北電力ホームページ(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)でも節電に関する情報をご案内しています。

【問い合わせ】 市民生活部環境課 ☎ 0220(58)5553 東北電力コールセンター ☎ 0120(175)466